

社会保障審議会企業年金部会 確定拠出年金の運用に関する専門委員会 ヒアリング説明資料

平成29年3月10日

一般社団法人 信託協会

1. 運用商品提供数の上限について……………P.2
2. 指定運用方法(デフォルト商品)の基準について…P.5

1. 運用商品提供数の上限について

【意見】

✓ 労使合意を前提に提示商品の上限の特例を認めるべき

上限数を上回る商品数の選定を認めるべきとの労使合意があり、選定を委託されている運営管理機関も差し支えないと認める場合には、当該労使合意した商品数を上限とする特例

【背景】

- ✓ 商品の選定は、労使の意向をヒアリングする等により社員の特性や制度を踏まえ、運管の専門的知見で決めるべき。その結果商品数はプラン毎に異なる。
- ✓ 将来的な経済環境の変化や加入者の金融リテラシーの向上を勘案し、将来の商品追加の余地も必要。
- ✓ 法改正時、および合併等により上限数を超過する商品の「除外」についての影響を考慮すべき(既に「選んでいる人」への考慮)
- ✓ 商品本数の考え方
 - ・元本確保型は金利や年限等のバリエーション毎
 - ・バランス商品は資産配分固定型・リスクコントロール型・ターゲットイヤー型毎

1. 運用商品提供数の上限について～参考資料～

番号	照会事項	区分	現在の基準・考え方・意見	背景・理由
1	現在の運用商品選定数や構成の決定にあたっての基準・考え方、考慮要素	企業型 個人型	【基準・考え方、考慮要素】 ・加入者が分散投資の効果を享受できるように選定 ・専門的知見から妥当と認められる商品を選定 ・事業主からの加入者特性情報（運用に対する理解度等）や事業主の忠実義務に基づく提案に配慮（このため制度毎に選定する運用商品数は異なる） ・制度導入後も運用商品のモニタリングを行い、加入者からのご意見や運用状況も踏まえ運用商品を見直す ・具体的な選定プロセス例 ①適格商品の中からユニバースを作成 ②加入者ニーズや特性、事業主提案等を勘案し、元本確保型、単品投信、バランス型投信を、各カテゴリー毎に選定	・運用関連運営管理業務は運営管理機関に委託されるケースが多い ・収益の性質が相互に類似しない3以上の方法を選定する必要がある （則18条） ・専門的知見に基づき、加入者等の利益が最大になることを目指して選定する必要がある （法23条2項・法令解釈通知第6の2(1)②） ・加入者等に選定理由を示す必要がある （令12条） ・長期投資・分散投資効果は投資教育の内容とされている （法令解釈通知第2の3(3)③）
2	企業型における労使合意のなされ方、範囲	企業型	【労使合意のなされ方・背景】 ・運用商品の本数や具体的な商品名を直接労使合意により決定する必要はなく、労使合意により選定された運営管理機関が専門的知見や忠実義務に基づき決定 ・運営管理機関が忠実義務を果たすうえで、事業主からの忠実義務に基づく提案や加入者等からの要望を参考としている	・運用商品の選定は労使合意により規約に定めた運営管理機関（委託しない場合は事業主）が行う （法23条） ・運用商品の本数や具体的な商品名は規約記載事項とはなっていない（選定を委託せず具体的商品名を規約に記載することも可） ・運営管理機関や事業主は加入者等の利益が最大になるように対応する必要がある （法令解釈通知第6の2(1)②等）
3	ラインナップ全体をどう説明しているか（対事業主、個人）	企業型	【対事業主】 ・運営管理機関における運用商品選定基準（基本方針やプロセス等）に基づきラインナップを選定・提示を行っている 【個人】 ・運用商品のカテゴリー毎に仕組みと特徴について資料等を用いて説明を行っている	・運営管理機関の専門的知見に基づき運用商品ラインナップを選定 （法23条） ・分散投資の重要性等の運用基礎知識を説明 （法令解釈通知第2の3(3)）

1. 運用商品提供数の上限について～参考資料～

番号	照会事項	区分	現在の基準・考え方・意見	背景・理由
4	実際に提示している商品の実態（本数含む）	企業型		
5	運用商品提供数の上限についての意見（それらと併せて講じる措置があれば、当該措置を含む）	企業型	<p>【上限についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>制度内容、加入者の特性やニーズ、将来の追加余地を踏まえた商品本数上限を設定すべき</u> ・ 金融知識や投資経験が様々な加入者のニーズに中長期的な観点から対応可能な商品数 ・ <u>上限を超過する商品の「除外」を最小限とする上限数を設定すべき</u> ・ <u>一律に運用商品数を限定せず、労使合意による柔軟な運用商品数を設定すべき</u> ・ 除外の手続きについて、除外対象商品の経過措置後の取扱いの明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ DCの目的は「個人が自己の責任において運用の指図を行なう」ことにある（法1条）。 ・ 一般的に、金融リテラシーの高い加入者ほど幅広い選択肢の中から商品を選択したいというニーズを持つ。 ・ 能動的に運用の割合を指定している加入者にとって、選択している商品の除外は納得し難く事業主（制度）への不満に繋がる虞がある。 ・ 加入者は長期継続投資を行っていることと除外の手続きは（条件緩和されるとはいえ）労使の合意や保有者からの同意取り付けなど実務上の負荷が大きいことから、商品数を制限し過ぎることにより、業界全体の混乱を招く虞がある。また事業主の努力にもかかわらず労使合意が経過措置期間内には是正できない場合、法令違反状態が長期化する懸念がある。 ・ 万人単位のプランでは最も保有者数が少ない場合でも数百人が保有する状況であり、実際に同意を得る等影響が大きい。
6	その他運用商品提供数に関連する事項	企業型	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサイクルファンドのようにシリーズ展開されている商品を1つの商品と考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・ シリーズ展開されている商品については、加入者の年齢や資産の状況等により、それぞれ最適な商品が定まるものと考えられる ・ 商品をそれぞれ1つと考えると、加入者の選択肢を狭めることとなる

2. 指定運用方法(デフォルト商品)の基準について

【意見】

- ✓ 考えられる具体的な適格商品としては適切な資産分散が図られた運用商品や元本確保型商品
- ✓ 制度の目的や位置づけがプラン毎に異なることに鑑み、デフォルト商品の基準を制限しすぎるべきではない
- ✓ 既存のデフォルト商品を採用しているプランは、実務的な対応(規約変更、加入者等への周知期間及びシステム手当)に鑑み、十分な経過措置期間を適用

【背景】

- ✓ 既存デフォルト商品としては元本確保型商品が中心
 - ・加入者の不満が生じにくい運用商品/想定利回りが低いケース
- ✓ 実施プラン毎に、最適な資産配分は異なる
- ✓ 元本欠損時等の関係者(事業主、運管)の法的リスクに対する担保措置

2.指定運用方法(デフォルト商品)の基準について ~参考資料~

番号	照会事項	区分	現在の基準・考え方・意見	背景・理由
1	現在のいわゆるデフォルト商品の選定にあたっての基準・考え方、考慮要素	企業型	【基準・考え方、考慮要素】 <ul style="list-style-type: none"> ・労使協議により選定している（事業主が主体的に選定していると思われる） ・従業員からの不満が生じにくい運用商品（元本確保商品）が採用されやすい ・国民が広く利用している運用商品で、商品特性が加入前に既に理解されている商品が採用されやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・労使が十分に協議し選定することとされている（法令解釈通知第1の4(1)） ・（経験に基づく印象ではあるが）コールセンター等に寄せられる運用実績に関する加入者からの不満は、損失に係るものが多く、利益が（プラスだが）少ないことに係るものは少ない（特に預金をデフォルト商品としたことに対する従業員の不満はまず聞かれない） ・債券や株式の性質よりも預金（や保険）のほうがなじみ深いと考えている社員が多いと考えられている
2	実際に提示しているデフォルト商品の実態	企業型	【デフォルト商品の実態】 <ul style="list-style-type: none"> ・元本確保型商品（預金や保険）が主となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員にとってなじみ深く、また損失が発生しないことから安心して制度を利用できる ・従業員の理解を得易く、加入者から事業主（制度）に対する不満が生じにくい
3	指定運用方法の基準についての意見（それらと併せて講じる措置があれば、当該措置を含む）	企業型	【意見】 <ul style="list-style-type: none"> ・従前のデフォルトと同様に労使間の合意による決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の目的や位置付けはプラン毎に異なるため、基準は制限しすぎるべきではない ・現行のDC制度は企業の退職金の一部という性質を持ち、元本確保へのニーズも相応にある ・既にデフォルト設定をしている規約は相当数あり、規約変更や加入者への説明は事業主に相当な事務負荷を課し混乱を招く虞がある

2.指定運用方法(デフォルト商品)の基準について～参考資料～

番号	照会事項	区分	現在の基準・考え方・意見	背景・理由
4	デフォルト適用になっている加入者に対して(運管や事業主が)行っている働きかけ	企業型	【働きかけ】 <ul style="list-style-type: none"> ・残高の通知とあわせて運用の指図を行なうことができることを連絡 ・加入時および継続的な投資教育を通じた制度への関心の喚起、資産の運用やライフプランに関する知識の向上(デフォルト適用者だけでなく、すべての加入者が対象) ・具体的には、説明会や、紙媒体ツール配布(社内報など) Web・イントラでの呼びかけなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主または運営管理機関はデフォルト適用者に対し、その後の運用の指図が不要であるとの誤解を招かないよう情報提供する。(特定が難しい場合、全加入者等に情報提供することも認められている) (法令解釈通知第1の4の(3))
5	その他指定運用方法に関連する事項	企業型 個人型	【意見】 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>指定運用方法を元本確保商品以外とした場合の元本欠損及び元本確保商品とした場合の実質的な資産の目減りについての責任の所在の明確化(セーフハーバールール)</u> ・特定期間/経過期間中に運営管理機関が何を説明すれば選定責任を果たしたと言えるかを法令上明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用割合を指定しない加入者は、いわゆる無関心層であり、制度理解や金融知識が乏しいことが想定される ・加入者の立場では「気が付いたら損をしていた」「(実質的に)資産が目減りした」ということに対し、デフォルト商品を選定した運営管理機関や運管を選定した事業主への不信感、クレームに繋がる虞がある ・特定期間/経過期間中の管理方法